



セミナー会場一杯の500人の参加者

国産材利用拡大への 取り組み



「木を知り、木を活かす方策について」題し講演する安藤直人東大名誉教授

九州は温暖多雨な気候であることから、戦後を中心に造成された森林資源がいち早く本格的な利用期を迎え、毎年九州全体の木材需要量を上回る成長を続けています。

これらの森林資源を有効に利用し、森林・林業基本計画で掲げた木材自給率50%（平成32年）を実現するためには、川上・川中側では、森林施業の集約化、木材生産・原木流通の低コスト



講演する山田壽夫氏

化・効率化及び原木需要者のニーズにあわせた供給が重要であるとともに、川下側では、建築用材等へのマテリアル利用や化石燃料を代替するエネルギー利用など様々な分野での木材利用の拡大に向けた取組も課題となっています。

ここでは、森林・林業の再生に向けた、九州森林管理局の国産材の利用拡大への取組について紹介します。



九州の木造公共建築物の例
(上天草市松島庁舎兼保健センター) 全景



九州の木造公共建築物の例
(上天草市松島庁舎兼保健センター) 近景内部

国有林材の安定供給に向けた取組

木材自給率50%の実現のためには、国産材の安定供給体制の確立が重要であるため、九州森林管理局では、間伐材を有効に活用する大規模需要先等と協定を締結し、それに基づき丸太を定時・定量・定価格で安定的に供給するシステム販売を推進しています。さらに、民有林を含めた国産材の安定供給体制の確立のため、民有林と国有林が連携しロットをまとめたシステム販売にも取り組んでいます。(平成24年度後期：民有林からの参加者7者)

木材の利用拡大に向けたセミナーの開催

九州森林管理局では、平成24年9月3日、くまもと森都心プラザ(熊本)において、「国産材需要拡大への挑戦」をテーマに、第7回九州森林・林業セミナーを開催しました。

参加者と質疑応答の様子

セミナーでは、まず平之山森林管理局長から「利用期を迎えた森林資源を有効に利用するとともに、安定的な事業量の確保を通じて足腰の強い供給体制を構築することが必要であり、出

口対策として木材利用拡大に努力していくことが何よりも重要である。このセミナーを通じ、多くの方々に国産材の需要拡大についての理解を深めて頂き、『九州からの森林・林業再生』に向けて国産材を利用し、需要拡大を推進して頂きたい。」との挨拶がありました。

次に、(社)日本治山治水協会専務理事で元林野庁木材課長でもある山田壽夫氏より、「九州における木材の需要拡大について」と題して、これまでの新流通・加工システムや新生産システムに関するレビュー、エネルギー利用と固定価格買取制度の解説の他、今後国産材時代を迎えるための方策として、木材に対する競争力の確保や、市場が求めている商品の追求、世界経済動向を踏まえた展開などについて講演頂きました。

続いて、東京大学名誉教授安藤直人氏より、「木を知り、木を活かす方策について」と題し、木材は最高の省エネ資源であることや、公共建築物等の木造の現状と公共建築物木材利用促進法や住宅品質確保促進法律等について解説頂いた後、今の建築家が木の性質を知ることの重要性や、海外進出に向け国産材を海外にPRしていく必要性について提言などを頂きました。

今回のセミナーには、九州各地から一般市民、業界や行政関係者など約500名の参加があり、「講演者の熱意が伝わり理解しやすかった。」(川上から川下までの多様な視点からの解説によ

り、取り組むべき課題が明らかになった。)などの声がありました。また、講演後は、外材に代わるスギ・ヒノキの利用の可能性や木質バイオマスの利用のあり方に関する質疑応答があり、参加者の関心の高さが感じられました。

木材市況動向や木材流通対策への参画

現在、九州では、県又は地域において木材に関する協議会等が開催され、情報交換や加工流通体制、利用拡大の取組についての議論が活発に進められています。

例えば、「県産材安定供給戦略推進チーム会議(チームみやざきスギ)」「主催：宮崎県、国産材原木の安定的な供給体制の整備に向けて諸課題を検討・協議する「素材流通に関する情報交換会」(主催：宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会)、「ながさき森林づくり推進プラン」に即した県産材の流通体制の整備を図る「長崎県木材流通拡大協議会」(主催：長崎県など)があります。

これらに九州森林管理局・署が積極的に参画し、木材加工流通業界等の動向や県産材の流通対策についての意見交換を行い、情報収集等に努めています。

また、九州経済連合会が立ち上げ、九州産木材の利用推進等について検討を進め、方策を取りまとめることとしている「九州次世代林業研究会」に九州森林管理局長もオブザーバーとして参

画し、情報収集等に努めています。

公共施設等への利用促進

「公共建築物等木材利用促進法」が平成22年10月に施行されたことを受け、九州森林管理局では、各市町村の担当者が集まる会合等のほか、公共施設の建設予定のある市町村長を主な対象とした地元の森林管理署長等による訪問等により、公共建築物の木造化や国産材の利用についての働きかけを行っています。また、同法に基づき市町村の「木材利用方針」の策定等についても働きかけを行っており、九州では、平成25年1月現在、274市町村のうち169市町村が「木材利用方針」を策定しています。

おわりに

九州では、固定価格買取制度の施行に伴う林地残材等のエネルギー利用、大手木材加工企業の進出予定を見据え、木材資源の利用に関する動きが今後ますます活発になってくるものと考えられます。

九州森林管理局では、今後も様々な機会をとらえて関係者との意見交換を行い、課題の明確化や情報収集を行うにつれ、国有林材の安定的な供給等を通じて新たな需要の開拓、木材の太い流れを作るべく取組を進め、国産材の利用拡大につなげて行く考えです。